

第19回 代議員会 会議資料

日時 2025年1月20日(月)
午後7時00分～午後8時00分

場所 鹿児島商工会議所ビル4階 アイムホール
(鹿児島市東千石町1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

HP:ID usrkkikin PW bikikn2288

第19回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 あいさつ

3 議 題

(議決事項)

議案第1号 給付増額に伴う規約変更について

議案第2号 2025年度(令和7年度)予算案について

議案第3号 下限予定利率変更に伴う基金予定利率の変更について

議案第4号 事務長採用(出向受入)に伴う給与規程の一部改訂、および
予算変更について

(報告事項)

報告第1号 理事長専決事項について

報告第2号 年金資産の運用状況について

報告第3号 運用受託機関の責任投資対応状況(別添資料)について

報告第4号 キャッシュバランスプランの利率決定について

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

(その他)

4 閉 会

議案第1号 給付増額に伴う規約変更について

2023年度は日本経済にとって長い間続いたデフレから一転して物価上昇率は3%となり、日銀のマイナス金利政策が解除され金利のある世界が戻ってきた点で節目の年となりました。

【図表1-1】消費者物価指数の推移

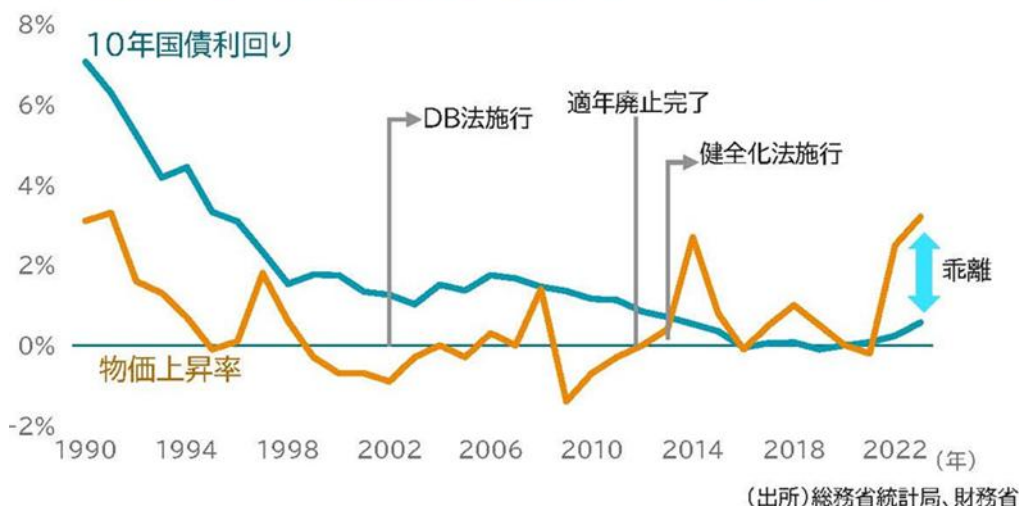


(出所)総務省統計局の消費者物価指数をもとにSMTB作成

【図表1-2】国債利回りの推移(年度平均)



【図表1-3】10年国債金利と物価上昇率(1990年～2023年)



当基金は「キャッシュバランス制度」を導入しており、10年国債利回りを参考に「加入者の仮想個人勘定残高」や「受給者の年金額」に利息を付けています。10年国債利回りも10年前の水準に近づいてきました。

10年国債利回りと物価上昇率の推移を振り返ってみると、過去は国債利回りが物価上昇率に一定程度連動する傾向があったものの、日銀の金融政策変更の影響などにより、ここへきて乖離幅が目立つようになってきました。この傾向が続くと当基金が仮想個人勘定残高や年金額に付ける利息が物価上昇に追いつかず、今までに積み上がった仮想個人勘定残高の**実質価値低下が懸念**されます。

一方で将来に向けての当基金での積立は、標準報酬×1.4%となっており、標準報酬が物価上昇に見合って引上げられれば理屈上実質価値は維持されますが、昨年や今年のような賃上げが続く保証はありません。ここでも**乖離の可能性**が出てきます。

インフレが続く世界において、将来退職した時点での給付額の実質価値がどう変化するかをごく簡略化したケースでシミュレーションしてみました。

前提①：物価上昇率＞国債利回りの状況が毎年続き、その差が2.0%で一定である。

前提②：計算の簡略化のため、国債利回りは0.0%で一定として計算する。

前提③：積立額は毎年5万円で一定とする。(標準報酬月額約30万円に相当)

1年目は積立額50,000円ですが、これに付く利息よりも物価上昇率が2.0%分高いため、実質価値は $50,000 \times (1 - 0.02) = 49,000$ 円となります。

2年目の実質価値は $(49,000 \text{円} + 50,000 \text{円}) \times (1 - 0.02) = 97,020$ 円

同様の計算を続けて、5年毎の実質価値を表にしてみました。

年数	仮想個人勘定残高 ①	実質価値 ②	差額 ③=②-①
5	250,000	235,394	-14,606
10	500,000	448,171	-51,829
15	750,000	640,505	-109,495
20	1,000,000	814,360	-185,640
25	1,250,000	971,511	-278,489
30	1,500,000	1,113,563	-386,437
35	1,750,000	1,241,967	-508,033
40	2,000,000	1,358,034	-641,966

このケースでは40年後に退職した場合、200万円受け取れる計算ですが、シミュレーションのような世界が続いた場合、その時点の実質価値は3割強減少して135万円になります。

もちろん、向こう40年間ずっと物価上昇率＞付利利率の状況が続くとは思えませんが、今年度の当基金の付利利率(10年国債利回りの過去5年平均)が0.1%であることを考えると、向こう数年間は実質価値低下スピードが上記シミュレーションを上回ることは確実です。

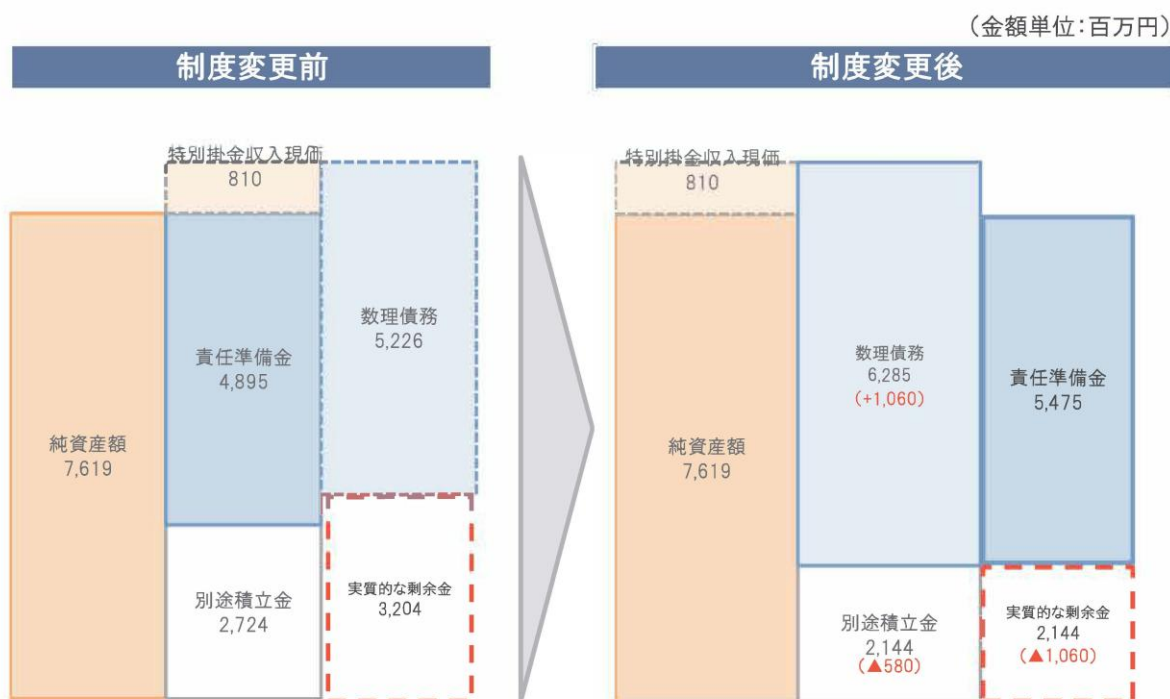
将来退職した際の 200 万円が、現在の 200 万円と同じ価値であることは、基金の目的である「規約の内容に基づく給付を行い、もって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」という観点から非常に大切なことで、基金として真剣に取り組むべき課題です。

しかしながら、当基金を含め「**確定給付企業年金**」には**基本的には物価連動の仕組み(インフレ対応の仕組み)が備わっていない**為、物価上昇率 > 付利利率の状況下で発生する実質価値低下(目減り)分をどこかで補う必要が出てきます。

2023 年度は、事業主様からの年間掛金にほぼ相当する 5 億円弱の運用収益を獲得することができましたが、この運用収益等の過去からの積み重ねである「**実質的な剰余金**」が**現在 32 億円あります。この約 3 分の 1 にあたる約 10 億円を原資にして、加入員全員の「仮想個人勘定残高」を一律 1.3 倍に増額することで、将来の実質価値低下に対する補填を行いたい**と考えています。「実質的な剰余金」を使うため、事業主様の掛金に変更はありません。

年金数理計算結果は以下の通りです。**現行の掛金に変更はなく、給付増額後の基金の別途積立金は 21 億 4,000 万円**となります。この金額水準は、有事の相場急落に対する備えとして十分な留保額であると判断しています。

- ・ 制度変更計算を行うにあたり、実質的な剰余金3,204百万円が顕在化
- ・ 制度変更後の数理債務は1,060百万円増加するものの、この実質的な剰余金の一部で吸収
- ・ 貸借対照表上としては別途積立金は580百万円取崩すことになる



標準報酬月額 30 万円の先程のシミュレーションに仮想個人勘定残高を 1.3 倍にしたケースを当てはめてみると、ほぼ全期間で実質価値が維持され、かつ、実質価値ベースで若干の増額になっています。

年数	仮想個人勘定残高 ①	実質価値 ②	差額 ③=②-①	仮想個人勘定残高 × 1.3 ④=①×1.3	実質価値 ⑤=④-③	差額 ⑥=⑤-①
5	250,000	235,394	-14,606	325,000	310,394	60,394
10	500,000	448,171	-51,829	650,000	598,171	98,171
15	750,000	640,505	-109,495	975,000	865,505	115,505
20	1,000,000	814,360	-185,640	1,300,000	1,114,360	114,360
25	1,250,000	971,511	-278,489	1,625,000	1,346,511	96,511
30	1,500,000	1,113,563	-386,437	1,950,000	1,563,563	63,563
35	1,750,000	1,241,967	-508,033	2,275,000	1,766,967	16,967
40	2,000,000	1,358,034	-641,966	2,600,000	1,958,034	-41,966

実際には、以下の点をご留意いただく必要があります。

- ① 加入者ごとに標準報酬月額は異なりますので、上記シミュレーションの標準報酬月額 30 万円に満たない加入者は表の差額⑥がこれより小幅にとどまります。
- ② シミュレーションでは既に当該期間積立をしたとの前提で 1.3 倍しています。5 年目で 250,000 円の方はこの時点で 1.3 倍して 325,000 円ですが、6 年目以降は毎年 5 万円の積立で、10 年目の仮想個人勘定残高は 575,000 円となります。物価上昇率 > 付利率の状況がシミュレーション前提どおり続いた場合、実質価値は 523,293 円で給付増額を行っても +23,293 円の増加にとどまる結果となりました。給付増額なしの場合、実質価値は 448,171 円で▲51,829 円の目減りであったことを考えれば効果は認められますが、今後もインフレが続く場合は、「剰余金の水準」を見ながら何年かに一度のペースで実質価値維持のための給付増額を行っていく必要があると思われる。

年数	仮想個人勘定残高 ①	仮想個人勘定残高 (5年時点で1.3倍)②	実質価値 ③	差額 ④=③-①
5	250,000	325,000	318,500	68,500
6	300,000	375,000	361,130	61,130
7	350,000	425,000	402,907	52,907
8	400,000	475,000	443,849	43,849
9	450,000	525,000	483,972	33,972
10	500,000	575,000	523,293	23,293

ただ、一義的には現在の仮想個人勘定残高が一律 1.3 倍になるので、加入者の皆様には素直に給付増額のインパクトを感じていただけるものと考えております。

この制度変更案は 2024 年 10 月 21 日に開催された「拡大理事会」でご承認いただいております。また、この制度変更は厚生労働大臣の認可事項となり、変更日は 2025 年 4 月 1 日、認可申請締切日 2025 年 1 月 31 日というスケジュールとなっています。

鹿児島県病院企業年金基金規約

新旧対照条文

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>(仮想個人勘定残高に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 施行日の前日において加入者である者(施行日に加入者の資格を喪失する者を除く。)に係る仮想個人勘定残高については、第44条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日の前日において加入者の資格を喪失したとした場合に、この規約による変更前の鹿児島県病院企業年金基金規約の規定により計算される同日現在の仮想個人勘定残高に1.3を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第44条第1項各号の規定により計算される額。この場合において、同項第1号、第2号及び第4号中「加入者期間」とあるのは「令和7年4月以降の加入者期間」とする。</u></p> <p><u>(給付に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 施行日の前日において受給権を有する者に係る給付(その者の遺族に係る給付を含む。)の内容については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(非継続基準の財政検証に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 この規約による給付改善等については、第79条第6項の規定にかかわらず、同項の規定は適用しない。</u></p>	

議案第2号 2025年度(令和7年度)予算案について

毎事業年度の予算は確定給付企業年金法第19条第1項及び基金規約(代議員会の議決事項)により、**代議員会で議決**する必要があります。予算の編成方法は特段の定めはなく、行政宛ての届出も不要です。

年金経理

(単位:百万円)

概要		令和7年度 予算推計額	令和6年度 決算見込額	増減
収入	掛金	522	536	-14
	運用収益	280	272	8
	別途積立金取崩金	0	580	-580
	小計	802	1,388	-586
支出	給付	600	464	136
	運用報酬等	46	44	2
	業務委託費	36	35	1
	責任準備金増加額	120	845	-725
小計	802	1,388	-586	
収入-支出(当年度剰余・不足)		0	0	0
資産	純資産	8,004	7,884	120
	(内 責任準備金)	5,860	5,740	120
	(内 別途積立金)	2,144	2,144	0

年金経理は、当基金の目的である「基金の加入者等の老齢、脱退又は死亡について規約に基づく給付を行う。」ための積立金の勘定です。

収入は「**掛金**」と「**運用収益**」が主となります。掛金収入は、今年度見込及び来年度予算ともに概ね5億円の見込みです。運用収益は、今年度見込では全体で+3.00%(信託銀行を+3.00%、生保特別勘定を+9.00%(外国株式ファンドがあるので高い数字となります)、生保一般勘定を+1.25%)、来年度予算でも全体で+3.00%(信託銀行を+3.20%、生保特別勘定を+4.20%、生保一般勘定を+1.00%、採用予定の投資顧問を+2.50%)の収益率を見込んでいます。

今年度は、加入者全員の仮想個人勘定残高を一律1.30倍する給付増額のため、別途積立金を580百万円取り崩しました。

支出における「**給付額**」の来年度予算額は、給付増額の制度変更を織り込み、老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金ともに今年度決算見込額×1.30としております。

純資産=(流動資産+固定資産)-支払備金で計算されます。

■ 予定損益計算書（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

予定損益計算書（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

（年金経理）

（単位：千円）

費用勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
1. 経常収支						
		(590,200)	(136,200)	(454,000)	(37,023)	(416,977)
給付費	老齢給付金	289,900	66,900	223,000	△ 1,230	224,230
	脱退一時金	292,500	67,500	225,000	38,740	186,260
	遺族一時金	7,800	1,800	6,000	△ 487	6,487
移換金	移換金	10,000	0	10,000	6,087	3,913
運用報酬等	運用報酬等	46,000	2,300	43,700	6,309	37,391
業務委託費	業務委託費	35,358	58	35,300	1,440	33,860
運用損失		0	0	0	0	0
3. 負債の変動						
責任準備金増加額	責任準備金増加額	120,384	△ 724,842	845,226	322,407	522,819
4. 基本金						
別途積立金積増金	別途積立金積増金	0	0	0	△ 62,743	62,743
計		801,942	△ 586,284	1,388,226	310,523	1,077,703
収益勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
1. 経常収支						
掛金等収入	掛金等収入	521,640	△ 14,360	536,000	13,917	522,083
運用収益		280,302	8,256	272,046	△ 283,030	555,076
2. 特別収支						
特別収入	特別収入	0	△ 103	103	△ 441	544
4. 基本金						
別途積立金取崩金	別途積立金取崩金	0	△ 580,077	580,077	580,077	0
計		801,942	△ 586,284	1,388,226	310,523	1,077,703

給付の種類は加入期間等により「老齢給付金」と「脱退一時金」に分類されます。加入者等が死亡した場合はその遺族に「遺族一時金」を支給します。

「移換金」は、企業年金連合会の「通算企業年金」や国民年金基金連合会の「個人型確定拠出年金(iDeCo)」等に資産移換を行った金額で、近年申し込みが増加傾向にあります。

運用報酬等は、運用対象の年金資産額の増加に伴う増加を見込んでいます。

■ 予定貸借対照表（令和8年3月31日現在）

予定貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（年金経理）

（単位：千円）

資産勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
1. 純資産						
		(86,940)	(△2,727)	(89,667)	(2,622)	(87,045)
流動資産	現金・預貯金	43,470	△ 1,197	44,667	44,113	554
	未収掛金	43,470	△ 1,530	45,000	△ 41,389	86,389
	未収返納金	0	0	0	△ 102	102
		(7,981,757)	(137,960)	(7,843,797)	(250,244)	(7,593,553)
固定資産	信託資産	7,049,147	121,696	6,927,451	223,349	6,704,102
	保険資産	932,610	16,264	916,346	26,895	889,451
3. 基本金						
基本金	当年度不足金	0	0	0	0	0
計		8,068,697	135,233	7,933,464	252,866	7,680,598
負債勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
1. 純資産						
		(64,350)	(14,850)	(49,500)	(△12,284)	(61,784)
支払備金	未払給付費	64,350	14,850	49,500	△ 12,284	61,784
	未払移換金	0	0	0	0	0
2. 負債						
責任準備金	責任準備金	5,860,768	120,383	5,740,385	845,227	4,895,158
3. 基本金						
		(2,143,579)	0	(2,143,579)	(△580,077)	(2,723,656)
基本金	別途積立金	2,143,579	0	2,143,579	△ 580,077	2,723,656
	当年度剰余金	0	0	0	0	0
計		8,068,697	135,233	7,933,464	252,866	7,680,598

3月分掛金は3月末在籍の加入者で計算し4月に納入告知を行います。財政決算上は年度内の掛金として認識し、未収掛金として計上します。一方で、現金・預貯金には通常の場合、3月末に各事業所から納付され、当基金の普通預金口座（鹿児島銀行、南日本銀行）に入金された2月分掛金が計上されます。全事業所の納付を確認後、4月に入ってから総幹事に送金し、その時点で固定資産（信託資産）に振り替えられます。

未払給付費は、3月末時点で裁定が完了しているものの、個人口座への振込が4月以降にずれ込んでいて3月末時点では年金資産に残っている金額です。

責任準備金の増加は、新財政基準で、財政均衡にあるケースでは当年度剰余金を計上しない代わりに責任準備金で調整することによるものです。

■ 財政決算の予測（年金数理人作成資料）

① 前年度決算の振り返り

制度変更後(2024年3月31日)の貸借対照表

資産勘定		負債勘定	
純資産	7,619	責任準備金	5,475
基本金(不足金)	0	基本金(剰余金)	2,144
繰越不足金	0	別途積立金	2,144
当年度不足金	0	当年度剰余金	0
合計	7,619	合計	7,619
		数理債務	6,285

掛金収入現価	償却方法/拠出方法	残余年数
特別掛金収入現価	810	原則的方法
リスク対応掛金収入現価	0	23年7ヶ月
	-	-

2024年3月期制度変更後での財政検証

継続基準の財政検証

純資産	=	7,619	≧	責任準備金	=	5,475
数理上資産+許容繰越不足金	=	8,440	≧			
⇒ 継続基準に抵触していません。			※ 数理上資産 = 純資産 + 資産評価調整額			

非継続基準の財政検証

純資産 / 最低積立基準額 (7,619 / 5,282)		当年度	前年度	2年前	3年前
		1.44	1.61	2.05	2.55
⇒ 非継続基準に抵触していません。		※ 2024年3月期の非継続基準の予定利率: 0.710%			

積立超過の財政検証

⇒ 積立超過に該当していません。

2024年3月期制度変更後での財政状態



② 今年度決算の予測

次回財政決算日(2025年3月31日)の貸借対照表(基本金処理前)の予測

資産勘定		負債勘定	
純資産	7,943	責任準備金	5,799
基本金(不足金)	0	基本金(剰余金)	2,144
繰越不足金	0	別途積立金	2,144
当年度不足金	0	当年度剰余金	0
合計	7,943	合計	7,943
		数理債務	6,350

掛金収入現価	償却方法/拠出方法	残余年数
特別掛金収入現価	原則的方法	22年7ヶ月
リスク対応掛金収入現価	-	-

2025年3月期財政検証の予測

継続基準の財政検証

純資産	=	7,943	≧	責任準備金	=	5,799
数理上資産+許容繰越不足金	=	8,813	≧			

⇒ 継続基準に抵触しないと予測されます。

非継続基準の財政検証

純資産 / 最低積立基準額		当年度	前年度	2年前	3年前
(7,943 / 5,180)		1.53	1.44	1.61	2.05

⇒ 非継続基準に抵触しないと予測されます。

積立超過の財政検証

数理上資産額	=	7,943	≦	Max(数理債務、最低積立基準額) × 1.5
			=	9,525

⇒ 積立超過に該当しないと予測されます。

<概算の前提>

- ※ 2025年3月期の「年金資産の運用利回り」は、3.00%としました。
- ※ 2025年3月期の「非継続基準の予定利率」は、0.860%としました。
- ※ 許容繰越不足金は、2024年3月期決算と同様の算定方法に基づいて算定しております。

2025年3月期財政状態の予測



予定利率:0.10%、直近財政決算日:2024年3月31日、次回財政決算日:2025年3月31日 金額単位:百万円

※ 本概算結果は、一定の前提条件のもとに簡易な計算手法を用いて推計したものであり、精緻な数理計算とは異なります。

お取扱いには充分ご留意ください。

業務経理（業務会計）

（業務経理業務会計）

（単位：百万円）

概要		令和7年度 予算推計額	令和6年度 決算見込額	増減
収入	事務費掛金等	107	107	0
	小計	107	107	0
支出	事務費	58	43	15
	代議員会費	1	1	0
	繰入金	11	6	5
	その他	3	2	1
	小計	73	52	21
収入-支出(当年度剰余・不足)		34	55	-21
現金・預貯金		1,058	1,023	35

業務会計は、給与や需用費（事務所借料、社会保険料、通信運搬費ほか）、福祉事業会計への繰入金（福祉給付金、広報誌）、代議員会開催費用などが主要な支出項目となります。

2024年度（令和6年度）は、運用執行理事報酬発生（上限額）や、事務長（出向受入）交代等で前年度に比べ役員給与の支出が増加しましたが、その他の費目で節約に努めた結果、55百万円程度の当年度剰余金が発生する見込みです。

2025年度（令和7年度）予算では、物価上昇による価格転嫁分を多めに織り込みました。また、予算費目は細かく規定されている上に、費目流用には理事長専決処分が必要となるため、各費目余裕含みの予算としています。掛金等収入が107百万円、支出は事務費を中心に73百万円、差引34百万円の剰余を見込んでいます。

次頁の予定損益計算書で、旅費は、通常年の活動を前提に、理事長・常務理事の出張旅費、理事会・年金資産管理運用委員会・総合監査等の役員旅費を計上しました。また、事務長採用（交代）や育児休業職員の復帰等で職員給与・賞与が増加しています。

事務費（物件費）の需用費では、事務所借料に4,900千円、社会保険料負担金に4,100千円、通信運搬費（後納郵便）に1,500千円、印刷製本費（パンフレット等）に1,300千円、当基金主催セミナー関連に予備費として980千円といったところが主要な支出項目です。

代議員会は臨時開催1回を含め年3回開催としています。業務委託費は「AUP費用」に充当します。

■ 予定損益計算書（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

（業務経理業務会計）

（単位：千円）

費用勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
		(57,926)	(14,366)	(43,560)	(2,361)	(41,199)
事務費	役職員給与	21,000	2,291	18,709	3,307	15,402
	役職員諸手当	11,700	3,096	8,604	△ 952	9,556
	旅費	3,500	1,615	1,885	29	1,856
	退職手当引当費	926	298	628	△ 281	909
	需用費	19,800	6,346	13,454	293	13,161
	会議費	1,000	720	280	△ 35	315
		(1,500)	(790)	(710)	(△290)	(1,000)
代議員会費	代議員旅費	1,000	454	546	△ 223	769
	代議員会需用費	100	53	47	12	35
	代議員会会議費	400	283	117	△ 79	196
業務委託費等	業務委託費等	800	140	660	0	660
繰入金	福祉事業会計への繰入金	11,000	4,756	6,244	195	6,049
雑支出	雑支出	2,000	851	1,149	△ 950	2,099
剰余金	当年度剰余金	33,924	△ 20,779	54,703	1,275	53,428
計		107,150	124	107,026	2,591	104,435

収益勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
掛金収入	事務費掛金収入	107,000	75	106,925	2,508	104,417
雑収入	受取利息	150	49	101	83	18
計		107,150	124	107,026	2,591	104,435

科目			令和7年度(2025年度)		令和6年度	
大分類	中分類		推計額	対前年増減	決算見込額	
事務費 (人件費)	役職員給与	役員報酬	常務理事	4,500	108	4,392
			運用執行理事	2,000	0	2,000
		職員給料		14,000	1,683	12,317
		人件費諸費		500	500	0
	役職員諸手当	扶養手当		200	△ 100	300
		通勤手当		800	367	433
		時間外手当		400	289	111
		住宅手当		1,600	548	1,052
		管理職手当		500	60	440
		帰省手当		1,100	20	1,080
		賞与		7,100	1,912	5,188
		旅費	役員旅費	理事長	700	304
	常務理事			800	356	444
	理事・監事			1,000	263	737
	職員旅費			1,000	692	308
	退職手当引当費		926	298	628	

科目				令和7年度(2025年度)		令和6年度
大分類	中分類	小分類		推計額	対前年増減	決算見込額
事務費 (物件費)	需用費	備品費		400	400	0
		消耗品費		600	255	345
		印刷製本費	コピーカウンター	700	309	391
			その他	1,300	1,300	0
		通信運搬費	後納郵便	1,500	609	891
			電話	300	30	270
			レターパック・切手	260	113	147
			その他	240	155	85
		光熱水料	(電気)	200	65	135
		借料損料	事務所借料	4,900	683	4,217
			倉庫保管料	400	70	330
			コピー機・PC他リース	1,200	175	1,025
		厚生費		400	138	262
		社会保険料 負担金	健保・厚年・児童	3,500	860	2,640
			基金分その他	600	78	522
		雑役務費	顧問契約他	1,430	65	1,365
			清掃管理料	110	29	81
			システム維持管理他	780	265	515
			その他(予備)	980	747	233
	会議費	会議費	会議室使用料	800	737	63
食事代その他			200	△17	217	
事務費計				57,926	14,366	43,560

科目			令和7年度(2025年度)		令和6年度
大分類	中分類		推計額	対前年増減	決算見込額
繰入金			11,000	4,756	6,244
		福祉事業会計への繰入金	11,000	4,756	6,244
代議員会費			1,500	790	710
	代議員旅費		1,000	454	546
	代議員会需用費・会議費		500	336	164
業務委託費等			800	140	660
		業務委託費等(AUP関係費用)	800	140	660
雑支出			2,000	851	1,149
	連合会費等		1,300	440	860
	地方税・雑費		700	411	289

■ 予定貸借対照表（令和8年3月31日現在）

予定貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（業務経理業務会計）

（単位：千円）

資産勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
		(1,066,844)	(34,850)	(1,031,994)	(54,645)	(977,349)
流動資産	現金・預貯金	1,057,844	34,850	1,022,994	62,923	960,071
	未収事務費掛金	9,000	0	9,000	△ 8,278	17,278
固定資産	器具及び備品	314	0	314	1	313
繰延勘定	前払金	352	0	352	0	352
	計	1,067,510	34,850	1,032,660	54,646	978,014
負債勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度)
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	決算額
		(6,048)	(926)	(5,122)	(△57)	(5,179)
流動負債	預り金	0	0	0	△ 149	149
	引当金	6,048	926	5,122	628	4,494
	未払金	0	0	0	△ 536	536
基本金		(1,061,462)	(33,924)	(1,027,538)	(54,703)	(972,835)
	基本金	313	0	313	0	313
	繰越剰余金	1,027,225	54,703	972,522	53,428	919,094
	当年度剰余金	33,924	△ 20,779	54,703	1,275	53,428
	計	1,067,510	34,850	1,032,660	54,646	978,014

現金・預貯金のうち 800 百万円は定期預金で運用しています。

年金経理と同様の考えで、3 月分掛金が未収事務費掛金として計上されます。

引当金の増加は、退職手当引当金の増加によるものです。

業務経理(福祉事業会計)

(業務経理福祉事業会計)

(単位:千円)

概要		令和7年度 予算推計額	令和6年度 決算見込額	
収入	業務会計からの受入金	11,000	6,244	
	計	11,000	6,244	
支出	需用費	基金だより・年金時代	4,300	2,651
	福祉給付金	結婚祝金	2,500	1,400
		就学祝金	2,500	1,800
		死亡弔慰金	400	200
		成人祝	200	100
		災害見舞金	400	0
	小計		6,000	3,500
	諸謝金	諸謝金	500	0
雑支出	振込手数料等	200	93	
計		11,000	6,244	

福祉事業会計は、規約第 101 条に基づき、加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給、加入者に対する災害見舞金の支給、加入者等への広宣活動を行うもので、業務会計からの受入金で賄われます。

予定損益計算書(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

(業務経理福祉事業会計)

(単位:千円)

費用勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
事務費	需用費	4,300	1,649	2,651	1	2,650
		(6,500)	(3,000)	(3,500)	(150)	(3,350)
福祉事業費	福祉給付金	6,000	2,500	3,500	150	3,350
	諸謝金	500	500	0	0	0
雑支出	雑支出	200	107	93	44	49
計		11,000	4,756	6,244	195	6,049

収益勘定						
科目		令和7年度(2025年度)		令和6年度(2024年度)		令和5年度 (2023年度) 決算額
大分類	中分類	推計額	対前年度増減額	決算見込額	対前年度増減額	
受入金	業務会計からの 受入金	11,000	4,756	6,244	195	6,049
計		11,000	4,756	6,244	195	6,049

広報誌「病院基金だより」及び「年金時代」を年2回発行する予定です。

病院基金だより

2024
3

第13号

鹿児島県病院企業年金基金



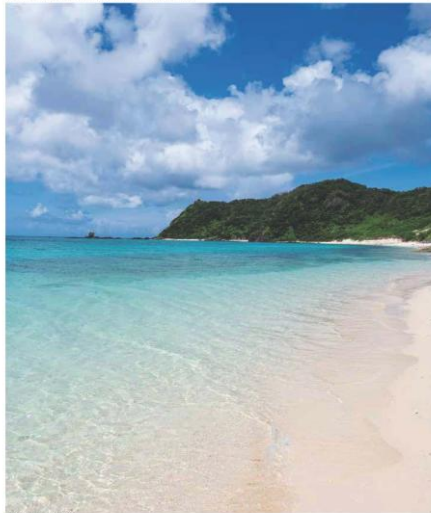
「吉野公園の桜と桜島」(鹿児島市)

病院基金だより

2024
8

第14号

鹿児島県病院企業年金基金



「輪島ビーチ」(奄美市)

年金時代 春

いきいきライフの応援誌

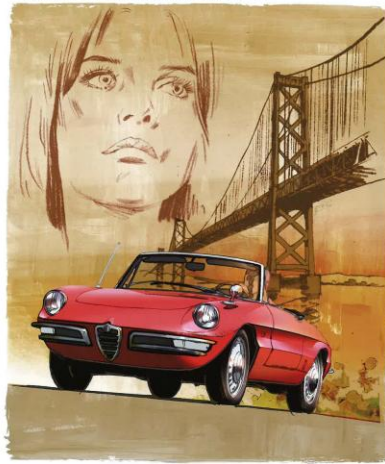
▶日本年金機構からのお知らせは届く時期が決まっているものがあります



年金時代 秋

いきいきライフの応援誌

▶日本年金機構から送付される「扶養親族等申告書」は必ず提出を!!



加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給については、規約で定めた以下の支給を行います。人数は余裕含みで作成しています。

- ① 成人祝 5,000 円×40 人=200,000 円
- ② 結婚祝金 10,000 円×250 人=2,500,000 円
- ③ 就学祝金 5,000 円×500 人=2,500,000 円
- ④ 死亡弔慰金 20,000 円×20 人=400,000 円
- ⑤ 災害見舞金 理事会で相当と認める災害が発生した場合に支給 400,000 円

その他、基金主催セミナー講師への謝金、振込手数料等を計上しています。

議案第3号 下限予定利率変更に伴う基金予定利率の変更について

確定給付企業年金制度において掛金の額の計算に用いることができる予定利率の下限を「下限予定利率」(予定利率の下限)と言います。直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均と直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均の**いずれか低い率**を基準として、厚生労働大臣が毎年決定します。

10年国債応募者利回り						
2024年			単年度平均	過去5年平均	低い方	下限予定利率
1月	0.596%	2014年	0.565%	0.896%	0.565%	0.5%
2月	0.741%	2015年	0.380%	0.735%	0.380%	0.3%
3月	0.718%	2016年	-0.031%	0.499%	-0.031%	0.0%
4月	0.753%	2017年	0.061%	0.339%	0.061%	0.0%
5月	0.857%	2018年	0.082%	0.211%	0.082%	0.0%
6月	1.048%	2019年	-0.090%	0.080%	-0.090%	0.0%
7月	1.091%	2020年	0.005%	0.005%	0.005%	0.0%
8月	0.926%	2021年	0.065%	0.025%	0.025%	0.0%
9月	0.915%	2022年	0.211%	0.055%	0.055%	0.0%
10月	0.871%	2023年	0.571%	0.152%	0.152%	0.1%
11月	0.997%	2024年	0.883%	0.347%	0.347%	0.3%
12月	1.084%					
平均値	0.883%					

(注) 過去5年平均は年平均をもとに算出

2024年の国債の応募者利回りが確定し、直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均は0.883%、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均は0.347%となりました。1年平均と5年平均のいずれか低い方で「下限予定利率」が決定されます。小数点以下第二位切り捨てルールなので、上の表では2017年度以降2023年度まで下限予定利率ゼロ以下が続いていた訳ですが、ようやく2024年4月からプラスに転換、2024年度の「下限予定利率」は年0.1%となりましたが、2025年度の「下限予定利率」は年0.3%に変更されます。

正式には3月を目途に行われる告示の改正を待つこととなりますが、当基金の予定利率は2023年2月より下限予定利率に合わせているため、上記変更に連動して4月から0.3%とするものです。

今回の予定利率変更にかかる規約変更箇所は以下の通りです。

別表第3(残余償却年数別年金現価率) 新旧対照条文

新				旧			
別表第3 残余償却年数別年金現価率 (利率0.3%)				別表第3 残余償却年数別年金現価率 (利率0.1%)			
残余償却年数	率	残余償却年数	率	残余償却年数	率	残余償却年数	率
0年	0.00000	16年	15.62264	0年	0.00000	16年	15.87274
1	0.99850	17	16.57442	1	0.99950	17	16.85639
2	1.99402	18	17.52335	2	1.99800	18	17.83905
3	2.98656	19	18.46944	3	2.99551	19	18.82073
4	3.97613	20	19.41270	4	3.99201	20	19.80143
5	4.96275	21	20.35314	5	4.98753	21	20.78115
6	5.94641	22	21.29077	6	5.98205	22	21.75989
7	6.92713	23	22.22559	7	6.97557	23	22.73765
8	7.90491	24	23.15762	8	7.96810	24	23.71443
9	8.87977	25	24.08686	9	8.95964	25	24.69024
10	9.85172	26	25.01332	10	9.95019	26	25.66508
11	10.82075	27	25.93701	11	10.93975	27	26.63894
12	11.78689	28	26.85793	12	11.92832	28	27.61183
13	12.75014	29	27.77610	13	12.91591	29	28.58374
14	13.71051	30	28.69153	14	13.90251	30	29.55469
15	14.66801			15	14.88812		
<p>(注) 残余償却年数に1年未満の端数が生じたときの率は、次式による。 A年B月の率=A年の率+[($A+1$)年の率-A年の率]$\times B \div 12$(小数点以下第6位四捨五入)</p>				<p>(注) 残余償却年数に1年未満の端数が生じたときの率は、次式による。 A年B月の率=A年の率+[($A+1$)年の率-A年の率]$\times B \div 12$(小数点以下第6位四捨五入)</p>			
<p><u>附 則</u> この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p>							

本規約の変更日は令和7年4月1日で、3月末に九州厚生局へ届出を行うスケジュールです。

議案第4号 事務長採用(出向受入)に伴う給与規程の一部改訂、および予算変更

石山事務長の後任として、桑波田 孝一氏の出向を下記条件にて受け入れることとします。

個人情報や当基金給与テーブル等の記載があるため開示しません。

個人情報や当基金給与テーブル等の記載があるため開示しません。

報告第1号 理事長専決事項について

確定給付企業年金法施行令第12条第4項に基づき「臨時急施を要する事項」と判断し、理事長専決処分とした事項について、同条第5項に基づき次の代議員会で報告し、承認を得ることが必要とされています。

前回代議員会以降の理事長専決事項については以下のとおりです。

(1) 育児・介護休業法改正に伴う就業規則の改定

育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。4月1日施行で就業規則の見直しが必要な内容について改定を行うものです。

- ① 子の看護休暇の見直しでは、「対象となる子の範囲」が、小学校就学の始期に達するまでから小学校3年生修了までに拡大されます。「取得事由」についても、従来の(1)病気・けが(2)予防接種・健康診断に加えて(3)感染症に伴う学級閉鎖等(4)入園(入学)式、卒園式が追加されました。また、「労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定」が廃止され、除外できる労働者は、週の所定労働日数が2日以下の者に限られることになりました。最後に、名称自体も「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更されました。
- ② 所定外労働の制限(残業免除)については、請求可能となる労働者の範囲が、3歳未満の子を養育する労働者から、小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されました。
- ③ このほかに、「介護離職防止のための雇用環境整備」や「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」が必要となりますが、これらは別途「内部規定」を3月までに整備します。
- ④ また、10月1日施行で就業規則の見直しが必要な内容についても、今後検討します。

子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

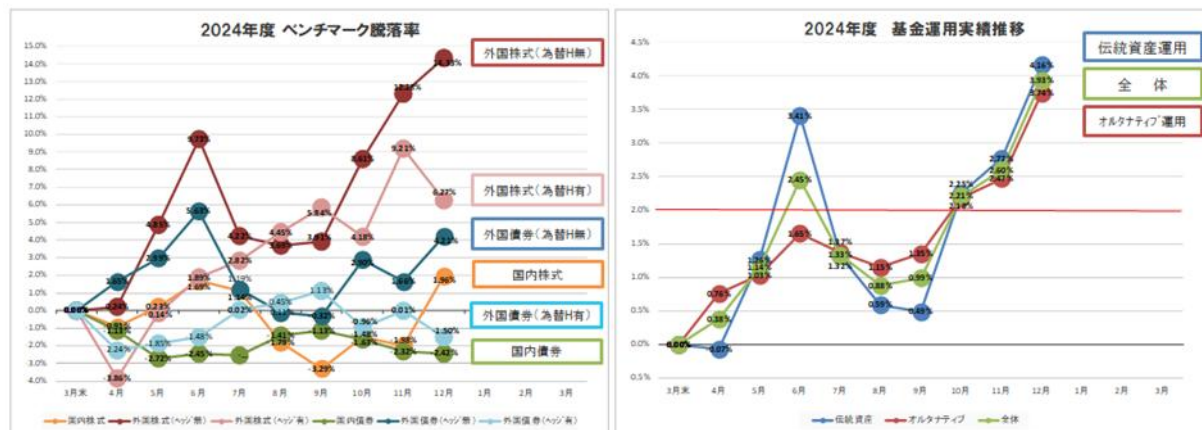
就業規則の新旧対照条文をお示します。

就業規則 新旧対照条文

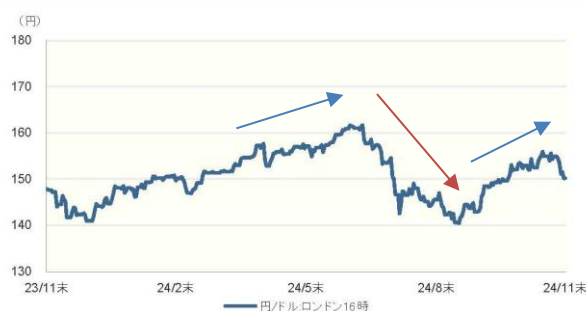
新	旧
<p>第11条(時間外、休日および深夜残業)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性職員 (以下「妊産婦」という)並びに<u>小学校就学前の子がいる職員</u> であって請求した者及び18歳未満の者については、 第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜労働に 従事させない。</p> <p>4. 災害その他避けることのできない事由によって臨時の 必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、 所定労働時間外又は休日に労働させることがある。 ただし、この場合であっても、請求のあった妊産婦並びに <u>小学校就学前の子がいる職員</u>については、 所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。</p> <p>第19条(子の看護等休暇)</p> <p>1. 小学校3年生修了までの子がいる職員が以下の事由で <u>子の看護等休暇</u>を申し出た場合、就業規則第16条に規定 する年次有給休暇とは別に子の看護等休暇を取得すること ができる。 ただし、日々雇い入れられる者は除く。 ① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式</p> <p>2. 子の看護等休暇の日数は職員1人当たり、1年間で5日を 限度とする。 この場合の1年間とは1月1日から同年の12月31日までの 期間とする。</p> <p>3. 子の看護等休暇中の給与は無給とする。</p> <p>4. 子の看護等休暇を取得する者は、あらかじめ所定の様式 により常務理事に届け出なければならない。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>第11条(時間外、休日および深夜残業)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性職員 (以下「妊産婦」という)であって請求した者及び18歳未満 の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは 深夜労働に従事させない。</p> <p>4. 災害その他避けることのできない事由によって臨時の 必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、 所定労働時間外又は休日に労働させることがある。 ただし、この場合であっても、請求のあった妊産婦については、 所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。</p> <p>第19条(子の看護休暇)</p> <p>1. 小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が申し出た 場合、病気または怪我をした子の看護のために、就業規則 第16条に規定する年次有給休暇とは別に看護休暇を取得 することができる。 ただし、日々雇い入れられる者は除く。</p> <p>2. 看護休暇の日数は職員1人当たり、1年間で5日を 限度とする。 この場合の1年間とは1月1日から同年の12月31日までの 期間とする。</p> <p>3. 子の看護休暇中の給与は無給とする。</p> <p>4. 看護休暇を取得する者は、あらかじめ所定の様式により 常務理事に届け出なければならない。</p>

報告第2号 年金資産の運用状況について

(1) 市場動向 (2024年12月末現在)



◆円/ドル



米国インフレ鎮静を示唆する統計指標が相次ぎ利下げ期待が後退した結果、2024年度当初は米長期金利上昇、世界株価指数下落でスタートしたものの、その後は値を戻し再度高値更新を射程に収めるほどに回復。さらに利下げ期待後退から米ドルが主要通貨に対して全面高となり、ドル円は34年ぶりに1ドル160円台を付けました。5・6月の海外資産の円ベース収益には円安効果が加わっています。

7月11日に発表された米6月CPIが予想以上に良好な内容となり、米国経済のソフトランディング達成に自信を深めたそのタイミングで、AI関連株の調整と円の反転が始まりました。割高感が強まっていたAI関連株にとっては絶好の「降り時」となったとみられ、株式市場では出遅れ銘柄への乗り換えが活発となります。為替市場では、CPI発表直後に不意をつくような当局の為替介入が実施され、円の買い戻しを誘いました。その後、7月末の日銀追加利上げ、8月に入って米国景気後退懸念が急速に広まり、株安・円高が加速しました。

FRBは9月の会合で0.5%の大幅利下げを決定しました。株式などのリスク資産にとっては、景気・金融両面からサポートされる良好な投資環境となり、夏場の低迷から一転して大幅に上昇、11月の米大統領・議会選挙で共和党が勝利したことも、株価の押し上げ要因となりました。海外資産については、円安進行も大きくプラスに寄与しました。

(2) 当基金の運用実績 (2024年12月末現在)

<2024年4月～2024年12月>

資産		内訳		前期末時価総額 <2024年3月末> (千円)	全体構成比 (%)	時価総額(千円) (2024年12月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (千円)	総合収益 (千円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収 益率(%)	
伝統資産 (リバ ランス 運用+代 替投資)	国内債券 (11)	リバランス(1)	標準スタイルミックス	74,574	1.0%	23,010	0.3%	35,892	-1,534	-4.27%	-2.21%	
		代替投資(10)	4ファンド	728,669	9.6%	776,504	9.7%	748,096	10,001	1.34%	-	
		国内債券小計		803,243	10.6%	799,515	10.0%	783,987	8,467	1.08%	1.09%	
	国内株式 (9)	リバランス(5)	個別スタイルミックス	398,530	5.2%	402,725	5.0%	426,098	11,003	2.58%	2.39%	
		代替投資(4)	3ファンド	337,320	4.4%	360,698	4.5%	329,622	3,921	1.19%	-	
		国内株式小計		735,851	9.7%	763,423	9.5%	755,720	14,925	1.97%	1.61%	
	外国債券 (12)	リバランス(9)	標準スタイルミックス	696,454	9.2%	788,841	9.9%	770,786	28,010	3.63%	4.04%	
		代替投資(3)	3ファンド	230,748	3.0%	352,731	4.4%	303,264	2,733	0.90%	-	
		外国債券小計		927,202	12.2%	1,141,572	14.3%	1,074,050	30,744	2.86%	3.25%	
	外国株式 (9)	リバランス(5.5)	個別スタイルミックス	436,023	5.7%	368,991	4.6%	433,729	61,104	14.09%	13.77%	
代替投資(3.5)		4ファンド	277,355	3.7%	246,972	3.1%	242,130	30,756	12.70%	-		
外国株式小計		713,378	9.4%	615,963	7.7%	675,859	91,860	13.59%	13.28%			
短期資産(2.5)	短期資産小計	319,499	4.2%	436,257	5.5%	275,809	373	0.14%	0.13%			
合計(43.5)				3,499,174	46.1%	3,756,730	46.9%	3,565,426	146,368	4.11%	4.16%	
オル タナ ティ ブ	債券戦略(8.5)	3ファンド	615,341	8.1%	627,805	7.8%	615,306	12,544	2.04%	2.04%		
	国内株式(1.5)	2ファンド	126,070	1.7%	92,796	1.2%	120,948	-3,234	-2.67%	-1.64%		
	マルチストラテジ ¹⁾ (14.5)	3ファンド	1,038,146	13.7%	1,097,166	13.7%	1,038,146	59,020	5.69%	5.68%		
	外国株式(9.5)	2ファンド	691,636	9.1%	729,060	9.1%	691,636	37,424	5.41%	5.41%		
	不動産(4.5)	2ファンド	323,836	4.3%	318,554	4.0%	323,786	-5,105	-1.58%	-1.58%		
	インフラ(4.2)	1ファンド	300,000	4.0%	306,679	3.8%	306,137	6,679	2.18%	2.23%		
	P. E. (4.3)	1ファンド	304,744	4.0%	349,117	4.4%	304,744	44,374	14.56%	14.56%		
	短期資産(0)	キャッシュ	10,028	0.1%	37,064	0.5%	16,435	26	0.16%	0.16%		
	小計(47.0)				3,409,800	44.9%	3,558,242	44.5%	3,417,138	151,729	4.44%	4.45%
	一般勘定(9.5)	1ファンド	684,579	9.0%	687,167	8.6%	685,663	1,291	0.19%	0.19%		
合計(56.5)				4,094,379	53.9%	4,245,409	53.1%	4,102,802	153,020	3.73%	3.74%	
資産合計				7,593,553	100.0%	8,002,139	100.0%	7,668,228	299,388	3.90%	3.93%	

伝統資産運用は時間加重収益率 4.16%の実績。オルタナティブ運用では、不動産市況の低迷が続き不動産 FoFs が苦戦する他、市場収益率マイナスの国内株式がオルタナティブ国内株式戦略にも影響しましたが、その他の戦略は概ね計画通りに推移した結果、時間加重収益率 3.74%の実績。全体では時間加重収益率 3.93%と目標収益率 2.0%を現時点で上回っています。

(3) 運用受託機関の評価およびリスク管理状況

別表

運用受託機関の名称	掛金の 払込割合(%)	給付費等の 負担割合(%)	金融商品取引業者の名称
◎ 三菱UFJ信託銀行株式会社	100	100	
三井住友信託銀行株式会社	0	0	
株式会社りそな銀行	0	0	
みずほ信託銀行株式会社	0	0	
○ 第一生命保険株式会社 (うち第1特約)	0 (0)	0 (0)	
(うち第2特約)	(0)	(0)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	SOMPOアセットマネジメント株式会社
合計	100	100	

※1 掛金の払込及び給付費等の負担について、制度全体の取りまとめ及び規約第81条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に◎印を付している。

※2 掛金の払込及び給付費等の負担について、規約第81条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に○印を付している。

前頁の表のとおり、信託銀行4行、生命保険会社1社に加え、2025年3月から投資顧問会社1社

を採用の予定です。(年金資産管理運用委員会でご審議いただきます)

各運用受託機関の発行する「責任投資報告」を見る限り、委託各社のリスク管理体制に特段の問題はないと判断しております。

また、当基金の採用しているファンドの振り返りについては、2月に開催予定の年金資産管理運用委員会で個々にご報告いたします。

(4) 基金の運用管理体制

日次で市場動向をチェックし、ベンチマーク騰落率がリバランスルールに抵触した場合、遅滞なくリバランスを行っています。

月次で運用実績表を作成し、基金ホームページに最新版を掲載しています。また、月次で運用報告資料を作成し、代議員に送付しています。

運用の基本方針、年金資産管理運用委員会資料、受託機関の責任投資報告書は、基金ホームページに掲載し、常時閲覧可能としています。

報告第3号 運用受託機関の責任投資対応状況について

当基金においては、「年金資産の運用に関する基本方針」で、運用機関の評価にあたっては、各社の投資方針を考慮することとし、「責任ある機関投資家の諸原則」の受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針について開示された事項、ESG(環境、社会、ガバナンス)に対する考え方等を確認しています。さらに、運用受託機関から受け取った責任投資活動に関する資料等を、代議員会に対して報告することとしています。

「運用受託機関の責任投資対応状況」を別添資料でご案内します。なお、この資料は当基金のホームページでも閲覧することができます。



報告第4号 キャッシュバランスプランの利率決定について

2025年4月1日～2026年3月31日まで適用する利率が決定されました。

- (1) 再評価率：仮想個人勘定残高に付与する利息を計算する利率 0.3%
 (2) 指標利率：年金額を算定する際に用いる利率 0.3%

【別紙】改定後の再評価率・指標利率の算出方法

No.	利率	算出方法
1	規約第44条 第2項に定める 再評価率	<p>国債(期間10年のもの)の前年12月以前5年平均の率(①)と 国債(期間10年のもの)の前年12月以前1年平均の率(②)の いずれか低い率(③)となります。 ただし、4.0%を上回る場合は4.0%(④)、0.0%を下回る場合は0.0%(⑤)とします。</p> <p>① 期間10年の5年平均の率 0.347% : 0.3% (0.1%未満切り捨て) ② 期間10年の1年平均の率 0.883% : 0.8% (0.1%未満切り捨て) ③ ①と②のいずれか低い率 : 0.3% ④ 上限の率 : 4.0% ⑤ 下限の率 : 0.0% ⇒ 0.3%</p>
2	規約第48条 に定める 指標利率	<p>国債(期間10年のもの)の前年12月以前5年平均の率(①)と 国債(期間10年のもの)の前年12月以前1年平均の率(②)の いずれか低い率(③)となります。 ただし、4.0%を上回る場合は4.0%(④)、0.0%を下回る場合は0.0%(⑤)とします。</p> <p>① 期間10年の5年平均の率 0.347% : 0.3% (0.1%未満切り捨て) ② 期間10年の1年平均の率 0.883% : 0.8% (0.1%未満切り捨て) ③ ①と②のいずれか低い率 : 0.3% ④ 上限の率 : 4.0% ⑤ 下限の率 : 0.0% ⇒ 0.3%</p>

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

確定給付企業年金(基金型)の「業務経理における余裕金の運用」について、平成25年10月28日年企発第2号の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されておりますが、当基金においては、業務経理の余裕金を定期預金で運用しておりますので、問題ないことをご報告いたします。

